

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成29年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成29年10月5日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成29年10月 5 日 木曜日
 開 会 午前10時 1 分
 散 会 午後 2 時25分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 甲第 4 号議案 平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算(第 1 号)
- 2 乙第 3 号議案 沖縄県国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第16号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 4 乙第17号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 5 乙第18号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 6 請願平成28年第 4 号、請願第 2 号及び第 4 号、陳情平成28年第49号、同第 54号、同第62号、同第77号、同第82号、同第86号、同第89号の 2、同第94号、同第120号、同第121号、同第147号、同第148号、同第152号、同第159号、同第165号、陳情第 3 号の 2、第16号、第22号、第46号の 2、第53号、第62号、第91号、第92号、第93号の 2、第94号の 2、第101号、第105号、第107号、第110号及び第115号
- 7 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 8 調査日程について
- 9 閉会中継続審査・調査について

出席委員

| | | | |
|------|-----|-----|---|
| 委員長 | 瑞慶覧 | 功 | 君 |
| 副委員長 | 瀬長 | 美佐雄 | 君 |
| 委員 | 西銘 | 啓史郎 | 君 |
| 委員 | 山川 | 典二 | 君 |
| 委員 | 島袋 | 大 | 君 |
| 委員 | 大城 | 一馬 | 君 |
| 委員 | 新里 | 米吉 | 君 |
| 委員 | 親川 | 敬 | 君 |
| 委員 | 玉城 | 武光 | 君 |
| 委員 | 金城 | 勉 | 君 |
| 委員 | 大城 | 憲幸 | 君 |

委員外議員 なし

欠席委員

砂川利勝君

説明のため出席した者の職・氏名

| | | |
|--------------|-------|---|
| 農林水産部長 | 島尻勝広 | 君 |
| 農林水産総務課研究企画監 | 宮城克浩 | 君 |
| 流通・加工推進課長 | 幸地稔 | 君 |
| 営農支援課長 | 屋宜宣由 | 君 |
| 糖業農産課長 | 喜屋武盛人 | 君 |
| 畜産課長 | 池村薫 | 君 |
| 村づくり計画課長 | 大村学 | 君 |
| 農地農村整備課長 | 本原康太郎 | 君 |
| 水産課長 | 平安名盛正 | 君 |
| 漁港漁場課長 | 島袋均 | 君 |
| 商工労働部長 | 屋比久盛敏 | 君 |

| | |
|--------------|--------|
| 産業雇用統括監 | 伊集直哉君 |
| 産業政策課長 | 喜友名朝弘君 |
| ものづくり振興課長 | 神谷順治君 |
| 企業立地推進課長 | 平田正志君 |
| 雇用政策課長 | 下地康斗君 |
| 労働政策課長 | 宮平道子さん |
| 文化観光スポーツ部長 | 嘉手苺孝夫君 |
| 文化スポーツ統括監 | 山城貴子さん |
| 観光整備課観光施設推進監 | 與那嶺善一君 |

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

甲第4号議案、乙第3号議案、乙第16号議案から乙第18号議案までの5件、請願平成28年第4号外2件、陳情平成28年第49号外29件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について、調査日程について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、農林水産部長から台風第18号による農林水産部関係の被害状況について報告があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第16号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 それでは、平成29年第5回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書の24ページをお開きください。

乙第16号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

それでは、議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、県営土地改良事業に要する経費に充てるため利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市町村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きますので、議案書の32ページをお開きください。

乙第17号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

議案の概要について、乙号議案説明資料3ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、水質保全対策事業に要する経費に充てるため利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市町村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書の33ページをお開きください。

乙第18号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

議案の概要について、乙号議案説明資料5ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、地域水産物供給基盤整備事業に要する経費に充てるため利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の請願第2号及び陳情平成28年第49号外11件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 ただいまから、請願・陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、新規陳情5件、継続陳情7件でございます。

それでは、請願1件、陳情12件について御説明いたします。

1ページをお開きください。

継続請願案件の請願平成29年第2号につきましては、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

2ページをお開きください。

商工労働部の経過処理方針の部分ですが、全て削除となります。

3ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成28年第49号から19ページの陳情平成29年第62号までの7件につきましては、修正はありません。

20ページをお開きください。

陳情番号第91号、陳情区分新規、件名美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情、陳情者美ぎ島美しゃ市町村会会長石垣市長中山義隆。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

22ページをお開きください。

2、日台漁業取り決めによる影響を緩和し、漁業経営の安定化を図ることを目的として設置された沖縄漁業基金について、県は漁業関係団体とともに、政府に対し、継続的な予算措置を講じるとともに、制度の運用等を改善することを重ねて要請しているところであります。

県としましては、今後とも沖縄漁業基金事業が効果的に活用できるよう、漁業関係団体の要望を踏まえ、国に見直しを求めてまいります。

23ページをお開きください。

4、農林水産物流通条件不利性解消事業は、一括交付金を活用し実施しております。補助対象品目については、国等との調整を経て、戦略品目に位置づけられた農林水産物を対象として認められており、保存が可能で集約して計画的な出荷が可能となる加工品は補助の対象と認められておりません。

加工品を補助対象品目とする場合は、本事業のスキームを根本から見直す必要があります。本事業のあり方自体に影響が出てくるものと考えております。

また、農林水産物の流通条件不利性を解消するため、離島4市町において、離島から沖縄本島までの水産物等の航空輸送費に対する補助を行っております。

このため、県としましては、加工品（ペースト）の輸送費補助については、輸送費を補助する必要性や市町村との役割分担の中で検討されるべきものと考えております。

5、石垣市における農業農村整備事業については、国営石垣島地区関連事業を中心に、工事の本格化や事業採択地区数の増加が見込まれることから、所要額の確保が必要となっております。

このため、平成29年度については、対前年度比13%増の約15億円を措置するなどの優先配分を行ったほか、平成30年度予算については、さらなる増額を要望しているところであります。

また、年度開始以降についても、事業間流用や、補正予算の活用等について積極的に検討していくことで所要額の確保に努めていくこととしております。

県としましては、引き続き、石垣市等の関係機関との連携や地元合意形成を図りながら、事業効果の早期発現に努めてまいります。

24ページをお開きください。

項目7番及び8番の経過・処理方針については、平成29年陳情第46号の2の6番及び7番と同様であります。

9の多良間村の一部の農地については、土層が薄いことから、区画整理事業地域内の土壌のみで十分な土層を確保できない場合があります。

県では、平成28年度より多良間村内の区画整理事業の予定地区内で土層の調査を進めており、土層の厚い地区から薄い地区への客土等の可能性を調査検討しております。

県としましては、多良間村等と連携し、引き続き客土等の可能性の調査検討を進めてまいります。

25ページをお開きください。

陳情番号第92号、陳情区分新規、件名伊是名村振興発展に関する陳情、陳情者伊是名村長前田政義。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

26ページをお開きください。

1、基幹水利施設管理事業は、国営事業実施地区のうち、受益面積が畑地で300ヘクタール以上あり、かつダム総貯水量が250万トン以上の規模を有する地区を対象に、ポンプ運転経費などの維持管理費の一部を国が助成する制度であります。

伊是名村の国営事業実施地区は、受益面積で520ヘクタールと実施要件に達しているものの、ダム等の総貯水量が83万トンのため、現行制度を活用できない状況にあります。

このため、県では、国に対し、離島地域において国営事業で造成した小規模な基幹水利施設及びそれと一体的に管理・運営される県営及び団体営事業で造成した施設が対象となる事業の創設を要望しているところであります。

県としましては、伊是名村及び土地改良区等と連携し、かんがい施設の安定運用に必要な維持管理費の負担軽減策について、引き続き国へ働きかけてまいります。

27ページをお開きください。

陳情番号第94号の2、陳情区分新規、件名南部離島町村における平成29年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情、陳情者南部離島町村長議長連絡協議会会長大田治雄。

要旨につきましては、省略いたします。

海洋深層水研究所では、水産、農業分野で海洋深層水を用いた研究開発を実施しております。また、研究に供する予定がない海洋深層水を民間企業へ譲渡することにより、農水産物、化粧品、飲料等多数の商品が創出されております。

国は、離島地域における地域活性化施策の検討に必要なデータを得ることを目的として、離島地域における海洋深層水を活用した地域活性化可能性調査を実施しております。その調査報告書（平成29年9月・内閣府沖縄総合事務局経済産業部）によると、海洋深層水需要はピーク時に日量10万8000トンが見込まれることから、新たに県の海洋深層水研究所とは別の場所に日量10万トンの取水施設を設置する構想となっております。

県が新たに取水施設を設置することについては、事業の必要性・目的、事業主体、財源問題、運営方法など基本的な課題の整理が必要であります。

また、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき、県としての総合的な対応・判断が求められることから、関係部局で慎重に検討する必要があると考えております。

28ページをお開きください。

陳情番号第107号、陳情区分新規、件名砂糖制度の堅持及び経営安定対策・サトウキビ生産振興等に関する陳情、陳情者全沖縄製糖労働組合代表山里直人。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1、TPP及び日EU・EPA等経済連携における、関税の即時撤廃や段階的な削減、輸入枠の拡大等が実施された場合、本県農林水産業において長期的にさまざまな影響が懸念されます。

そのため、県は今年8月に、国等に対し、①、日EU・EPAの大枠合意による本県の農林水産業への具体的な影響について、十分、検証した上で早急に公表すること。

②、農業者が安心して経営を継続するため、中長期的な万全の対策を講じること等について要請してまいりました。

県としましては、今後の国会の議論や国の対応状況を注視するとともに、関係団体と連携の上、時期を逸しないよう、適切に対応してまいります。

2(1)、さとうきび増産基金—セーフティーネット基金は台風、干ばつ等の気象災害や病虫害被害からの生産回復・増産支援策として平成27年4月から措置されております。

県としましては、基金の活用について、継続的な取り組みが行えるよう、関係団体等と連携して国に対して働きかけてまいります。

(2)、平成27年12月に、平成37年を目標として策定されたさとうきび増産計画については、その確実な実施と目標達成を目的に、本年5月から7月にかけて県と国によるフォローアップキャラバンを実施し、各地区での生産実績に基づき課題や対策について検討等を行っております。

県としましても、引き続き、地域に即した課題に対応した生産振興対策に取り組んでまいります。

3(1)、サトウキビの生産性向上を図る上で、土づくりは必要不可欠であります。平成27年12月に策定したさとうきび増産計画においても、生産基盤の強化として地力増強を掲げており、製糖工場から産出されるバガス等の副産物を活用した土づくりを推進することとしており、セーフティーネット基金事業を活用し、堆肥施用に係る支援が行われております。

また、サトウキビの反収及び労働生産性の向上を図る上で、かんがい施設整

備や圃場整備等の農業生産基盤整備は不可欠であります。今後とも、関係機関と連携の上、一括交付金及び補助事業等の活用を図りながら、事業効果の早期発現に向け取り組んでまいります。

(2)、イネヨトウ及びカンシャワタバアブラムシなどの病害虫が蔓延した場合、セーフティーネット基金を活用し、薬剤購入の助成等が行われております。

また、病害虫の蔓延防止のためには、適期防除が重要であります。そのため病害虫防除技術センターからは毎月病害虫発生予察情報を発信しているところであり、今後とも生産農家が適期防除が行えるよう、関係機関・団体と連携して、適期防除について周知してまいります。

(3)、沖縄県における鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業で総合的に推進しているところであります。

具体的には、①、市町村協議会等が主体となった銃器・捕獲箱による有害鳥獣捕獲、②、ワイヤーメッシュ柵や電気柵などの侵入防止柵、防鳥ネットの整備などを実施しております。

今後とも、市町村、JAなどの関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

31ページをお開きください。

4(1)、甘蔗糖企業への支援につきましては、沖縄糖業振興対策事業を活用し、気象災害等による製造コストが上昇した場合の製造コストの一部助成や、製糖施設の整備に係る費用の助成等を行っております。

特に、含蜜糖製造事業者の経営安定を図るため、新たな製糖施設の整備や、補助金の交付時期の見直しを行っております。

県としましては、今後とも、甘蔗糖企業の経営安定に向けた支援に取り組んでまいります。

(2)、国においては働き方改革に伴う労働基準法の改正に向けた作業が進められております。

本県の製糖業は、現在、季節的要因等により事業活動の変動が著しい業務等として、現行の時間外限度基準の適用が除外されております。

今回の法改正により時間外労働の上限規制が適用された場合、製糖工場においては勤務体制の見直しが必要となり、新たな労働力の確保や労働環境整備等に課題があります。

そのため、県では関係団体と連携し、本県製糖業の実情を国に対し説明するとともに、必要な対策を求めてきたところであります。

県としましては、引き続き、国の動向を注視するとともに、製糖工場の適正

な操業に向け、関係団体と連携し、適切に対応してまいります。

5(1)、高齢化等による担い手不足への対策として、機械化作業一貫体系の普及定着は重要であります。

県としましては、国の事業を活用し、地域に即した高性能農業機械の導入を推進しており、今後ともサトウキビの機械化の推進に努めてまいります。

32ページをお開きください。

(2)、沖縄県農業次世代人材投資事業については、次世代を担う意欲ある新規就農者が定着し、経営発展していくことを目的に、資金を交付する事業となっております。

事業の主な交付要件として、①、独立・自営就農時が原則45歳未満であること。②、農地の所有権または利用権を有していること。③、青年等就農計画の認定を受けた者で就農5年未満の者。④、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている等となっております。

沖縄県農業次世代人材投資事業は、これらの交付要件を申請書類等にて確認し、資金の交付が行われます。

今後とも市町村等と連携し、交付対象者が円滑に手続等が行えるよう支援を行ってまいります。

(3)、サトウキビ生産の担い手育成の方向性として、高齢化による離農等で耕作されなくなった農地等を生産法人等へ集積し、担い手を育成していくこととしています。

県としましては、農地中間管理事業を活用し、機械化に即した農地の集積・集約化を推進するとともに、耕作放棄地の活用等により、サトウキビの収穫面積の維持・拡大に努めてまいります。

33ページをお開きください。

陳情番号第115号、陳情区分新規、件名糸満漁港の高度衛生管理型荷さばき施設等の早期整備及び泊漁港の再開発に関する陳情、陳情者沖縄県鮮魚卸流通協同組合理事長國吉齊外2人。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

34ページをお開きください。

1、糸満漁港は、本県唯一の第3種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけしております。

平成27年度に糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設の基本設計を行い、平成28年度に荷さばき施設整備に関連した水産物1次加工処理施設の基本設計及び市場関連施設の配置構想を策定したところであります。

引き続き、糸満漁港における新市場整備について、漁業関係団体等との協議を継続し、消費者へ安全・安心な水産物を安定供給するための体制の確立に努めてまいります。

2、泊漁港は、那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設整備を進める計画であります。

平成23年度には泊漁港再開発に関する基本的な考え方を取りまとめ、泊漁港の立地条件を生かした再整備について検討しております。

引き続き、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、第3次那覇市水産業振興基本計画とも連携し、漁業関係団体等の合意形成を図りながら、大消費地を背後に控えた泊漁港の再整備を推進してまいります。

3、県産水産物の販路及び消費の拡大を目的に、県内の主要水産物のマーケティング戦略を策定し、県内外への情報発信等を実施するとともに、「沖縄美ら海まぐろ」等のブランド化を推進してまいりました。

今後とも、沖縄21世紀農林水産業振興計画及び沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づき、県産水産物の流通体制と国際競争力の強化を図るため、各種施策・事業を実施してまいります。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 請願・陳情処理概要23ページの4、流通条件不利性解消事業の沖縄振興一括交付金——一括交付金活用。これの予算は幾らくらいですか。

○幸地稔流通・加工推進課長 平成29年度当初予算28億円でございます。

○西銘啓史郎委員 何年度から予算計上しているのですか。

○幸地稔流通・加工推進課長 平成24年度からであります。

○西銘啓史郎委員 大体の執行率を教えてください。

○幸地稔流通・加工推進課長 平成28年度が約93.2%、平成27年度が95.4%、平成26年度が94.1%であります。

○西銘啓史郎委員 新たな加工品を追加する場合、予算的には幾らくらい必要だという話になっていますか。

○幸地稔流通・加工推進課長 今回の紅芋のペーストという話でありますけれども、それについてどの程度の加工品があるか、それにかかる輸送費等について、まだ把握していない状況であります。

○西銘啓史郎委員 補助の対象として認められないからなのでしょうけれども、追加してほしいということは、ハードルは相当高いということですかね。根本から見直さなければならぬと書いているのですけれども。

○幸地稔流通・加工推進課長 今、不利性事業そのものがいわゆる野菜等の輸送費が割高というのがありまして始まったものですから、加工品についてそのあたり一輸送費がどの程度高いのかははっきりしませんので、基本的には今の制度の中で加工品を追加するのは難しいと考えております。

○西銘啓史郎委員 続いて5番ですけれども、予算15億円は措置して、平成30年度は増額を要望していると書いていますが、要望額を教えてください。

○本原康太郎農地農村整備課長 平成30年度概算要求で20億円を今要求しているところです。

○西銘啓史郎委員 続いて27ページですけれども、海洋深層水のところですが、沖縄総合事務局が一応設置する構想だと書いていますけれども、この設置する場合の予算額とか工期のような数字は出ているのでしょうか。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 全工期は海洋調査等に3年、建設工事

に2年、総工費は既存の知見需要をもとに84億9000万円と算定されております。

○西銘啓史郎委員 済みません。今工期、言いましたか。どれくらい。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 建設工事に2年です。

○西銘啓史郎委員 今、県の立場としては、関係部局で慎重に検討する必要があるということで県としては検討していない、まだこれからということでのいのですか、理解は。

○島尻勝広農林水産部長 実は、その前からずっと久米島モデルというものが出ております。久米島モデルについても当初は既存の海洋深層水研究所の取水管の増設—今1万3000トンありますけれども、これを10万トンにしてほしいということでしたが、化粧品とか地域振興という幅広い分野がありました。農林水産部が今所管しているのは海洋深層水については研究そのものでありますので、事業化するにはやはり商工ライン、企画部をあわせて、あるいは久米島町ともやる必要があるのかなと思っています。今回の構想については改めて施設をつくるということですので、今の海洋深層水の延長線ではないということですので、ちょっとやはりうちの部だけでは対応し切れないと考えております。

○西銘啓史郎委員 最後に32ページですけれども、(2)の青年就農給付金ですけれども、これについては実態としては何人くらいがもう対象になっていて、交付金はどれくらい出ているかというのはわかりますか。今までの実績みたいな感じで。

○屋宜宣由営農支援課長 この交付金制度については研修段階の準備型と、農業経営を実際に開始してからの開始型の2つの事業がありますけれども、これまでに約500名が給付の対象となっております。そのうち経営開始型については、平成28年度で累計455名が交付を受けております。

○西銘啓史郎委員 交付金の総額は幾らですか。

○屋宜宣由営農支援課長 ちょっと手元に詳細な資料を用意していないのですが、おおよそ6億円余りとなっております。

○西銘啓史郎委員 ありがとうございます。この件に関しては外国人労働者を特区で活用するとか、いろいろな形で全県的に非常に労働者の不足ということで対応していると思いますけれども、いろいろな規制を緩和するのは厳しいかもしれないけれども、やはり就農の意欲がある方には少しでもチャンスを与えて、例えば何回かチャレンジして、45歳を過ぎてだめでしたということがないようにですね、やはりこの労働力の確保というのは農業にかかわらずいろいろあると思いますが、ぜひ農林水産部として、この辺のことについても積極的に確保のためには取り組んでほしいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今あった陳情第94号の2、海洋深層水の件なのですが、少し今の議論も気になったのですが、この国がやった離島地域における海洋深層水を活用した地域活性化可能性調査について、どんな結果になって、県としてどう見ているのか、簡単に簡潔にお願いします。

○島尻勝広農林水産部長 もともと海洋深層水については産業を広げるという趣旨で当時設立というか、設置した経緯がございます。今1万3000トンの中で、うちの農林水産関係については、例えばウミブドウなり、水産関係も活用したり、あるいは夏場の野菜等の栽培についても有効活用させてもらっております。その面では、やはり海洋深層水を活用した農林水産業の活用については、一定の所期の目的はある程度達していったのかと思っております。

今回、沖縄総合事務局からの調査報告によると、地域振興、あるいは海洋深層水を活用した産業の育成とかという取りまとめがされているようなところがあります。その辺については、我々としては今一実は1万3000トンの中で少し温度差エネルギー関係が平成29年で終わるという話も聞いておりますので、これが中止というか終わってしまうと、今の1万3000トンがほぼ半分程度の活用になりますので、容量としてはまだ半分残るといようなことで、これが10倍近くなった場合の維持管理、先ほど85億円近くありましたけれども、そこの手当て、ないしは運営管理、財源の問題等も含めて、一部局で担当するには少し大き過ぎるので、ちょっと庁内の中でも検討していきたい、あるいは関係機関—沖縄総合事務局なり久米島町でも、あるいは今後参入したいという企業の方々の意向ももうちょっと丁寧に確認しないと、いきなり今10社の中で6社に聞いたという話を聞いておりますけれども、これだけの事業費を地域に入れてい

くには、やはり我々は今、海洋深層水研究所を運営している中でも維持管理費が結構かかっているものですから、その辺も含めてトータルで検討していきたいと思っております。

○大城憲幸委員 今回の対応方針を聞いても部長がこれまで言ってきたことではあるのですけれども、やはり農林水産部だけではこれまでの経過も含めて「はい、どうぞ。」というわけにはいかないというのは、そのとおりだと思うのですよ。ただ、この調査結果を見ると、今あったように既存の企業22社中の6社が事業の拡大予定をしていますよと。新規企業においても、10社が進出を検討していますよと。そのうち6社は具体的に高い事業計画を持っていますよとか、やはり案外細かく意向調査もされてはいるのですよね。そういうものも踏まえても、費用便益分析というのですか、これを見ても1どころか、もう15年目には2をゆっくり越えますよとか、そういうのが出ているじゃないですか。費用対効果も久米島の4000名の就業人口の中で今の140名くらいから450名の雇用効果が認められるとか、そういうような数字が出ていますので、やはりそこは真摯にもっとしっかり調査をして取り組んでほしいというのが1つと、やはり今言うように80億円のをぱっと農林水産部だけでというのはわかるのですけれども、ただこれは久米島に対する費用対効果は非常に絶大だと思うのですよ。そして地域からの声もきのうきょうから始まったものでもないという、これまでの経過を考えると、やはりそれはもう部を超えて全庁的に考えないといけないことであるのは間違いないのですけれども、積極的にやってほしい。この陳情の処理方針を見る限りでは、なかなか「いやいや、我々だけではできないよ。」ぐらいしか伝わってこないものですからね。もう一歩前に進んでほしいなと思うのですけれども、改めてお願いいたします。

○島尻勝広農林水産部長 構想については今、委員がおっしゃるように費用対効果も非常に高い、あるいは雇用とか地域経済振興にもということで取りまとめられているような感じはします。久米島モデルについても非常に、以前からやはり効果は高いということでしたけれども、やはり初期投資の問題、運営の問題、あるいは事業化に向けての具体的な内容等について農林水産業だけではありませんので、県全体で取りまとめ、意見交換しながら、沖縄総合事務局が取りまとめた報告書、構想ですので、その辺についても財源の問題とも一今ちょっと一括交付金等非常に厳しい状況がありますので、優先度合いやその辺を含めて庁内で検討していきたいと思っております。

○大城憲幸委員 大分細かい調査をされていますので、私もまだまだ熟知はしていませんけれども勉強していきますので、お互い情報をいろいろ共有しながら取り組みができればなと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点だけ、畜産からお願いします。

多良間村の肉用牛総合ファーム、陳情番号第91号になります。これはもう前回というか、陳情第46号の2に続いてですので、そのときと同じ方針ですということなのですけれども、その方針というのは基本的にはもう多良間地域では重要な産業だし、そこの増頭は必要ですということの方針として出してはいるわけですけれども、ちょっと地域の思いと皆さんの思いがどうなっているのかという確認なのですけれども、この肉用牛総合ファームというのを地域がどういうものを求めているのか。草地整備も含めてですけれどもね。そして、皆さんも関係者と確認しながら取り組みたいと言っているのですけれども、具体的に皆さんがこういうものが多良間に必要じゃないかなというようなものを持っているのか、現状はどういう議論になっていますか。

○池村薫畜産課長 多良間地域を含めて、この新しいファームというのは一つのテーマになっております。このファームというのは1つの決まったやり方があるわけではなくて、子牛を預かって育てたり、それから母牛を預かって子牛を生ませたりとありますので、地域の生産のあり方に合わせたやり方を今協議しております。例えば、宮古島市は非常に農家戸数が多いのですけれども、頭数が少なくて規模が小さいということで、その母牛も含めた集約的な必要性があると。多良間村には87戸の農家がいるのですけれども、まだまだ増頭できる余力もありますので、こういった総合ファームも含めて担い手育成事業という基盤整備もありますので、そこら辺の事業のどちらをやるかというのは地域とやっておりまして、8月に宮古島市、多良間村と協議をしましたので、その中でもいろいろ意見交換はしましたので、その地域に合わせたよりよいやり方で増頭を図れるかというのを地域と詰めていきたいと考えています。

○大城憲幸委員 いい取り組みだとは思いますが、現時点では、例えば具体的にその総合ファームみたいなものはどこが運営するとか、どういう運営形態にするとかというところまでは詰まっていないですか、どうですか。

○池村薫畜産課長 多良間村と宮古島市と詰めていないのですけれども、宮古島市のほうはこの前の話し合いの中で、既存の肥育施設が、市の施設があるのですけれども、そこを機構改革して子牛育成施設みたいに取り組むという市長の

発言がありました。それから伊江村のほうは、村が設置をしてJAに委託するという形で今協議を進めていると聞いておりますので、そういったものを含めながら、各地域に合わせたやり方を進めていきたいと思っています。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 まず、台風第18号の件で伺いたいのですが、宮古島で特にサトウキビが多く—5億5800万円余の被害があったということなのですが、これは直接影響を受けた農家の数であるとか、あるいはこの額が全体の年間の宮古島のサトウキビ生産額からすると何%くらいの被害を受けたかというのがわかりますかね。

○喜屋武盛人糖業農産課長 詳細な数字ということではなくて、共済の被害の農家数ということでの回答になりますが、宮古地区では共済加入農家のうち畑作物共済—サトウキビですが、2534戸の方が被害を受けられたということで、被害額見込みが、共済に加入されている農家の方ですが、約1億9349万1000円ということで、支払いが今見込みですが約1億6000万円程度支払われるという見込みになっております。全体的に被害率、数は、申しわけありません、把握しておりません。

○山川典二委員 例えばサトウキビ、野菜、花卉、果樹、あるいは畜産、林業、水産業全体でですね、これは自然災害なのですけれども、被害を受けた皆さんの被害補填というのは行政で何かそういう制度があるのか、あるいは自然災害ですから任意で保険もなかなかつきにくいと思うのですが、その辺の実態というか状況はどんなふうに考えればいいのか。もしわかればちょっと教えてほしいのですが。

○島尻勝広農林水産部長 沖縄県については、台風・干ばつは常襲地帯ということで、特に台風については毎年来るということで、農家の経営安定のためには農業共済、あるいは水産業共済等がございます。その中で我々としては一台風は自動車保険と一緒に、被害が大きくなれば掛金が高くなるということで、入りにくいところがありましたので、平成24年度から一括交付金を活用した沖縄型の農業共済の加入促進ができるような事業を実施しております。ですから、そういう面で農業共済に加入促進できるようにということです。あと園芸作物

等については、逆に夏場は余り栽培することがございませんので、主に冬場の一冬場というか、ハウス施設等については園芸共済があります。畜産もございます。そういう面では、農家の経営安定のためには農業共済を活用するというところで、加入促進をさせてもらっているところです。それで、今回主にサトウキビが9割方の被害がありましたので、サトウキビ農家については、農業共済の加入を今現在推進しているところでございます。

○山川典二委員　ちょっと戻りますが、全体でサトウキビが5億5800万円余で、そのうち共済で1億6000万円という話でしたけれども、残りはどう考えればいいですか。

○島尻勝広農林水産部長　新聞・マスコミ等でも書いてあるかと思うのですが、けれども、今回サトウキビについては7%前後の被害率になっておりますが、最終的には共済については、共済加入した農家の方々が2月から3月にかけて収穫したときに減収したものを農業共済で、見込みで払うということとして、それ以外については強制加入じゃありませんので、農家の経営の中で共済一例えば零細な農家については加入していないということであれば自己責任の中で、ちょっと被害をそのまま丸ごと受けてしまうということになるのかなと思っています。

○山川典二委員　その割合は全体の農家数から何%くらいというのは、大体見込みがあるのですかね。

○喜屋武盛人糖業農産課長　サトウキビですけれども、県内の畑作物共済、サトウキビ共済の加入率は平成29年3月31日現在では51.1%となっております。

○山川典二委員　この数字については、どういう見解をお持ちですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長　平成23年度が38.5%でございました。そこから先ほど部長の答弁がございました沖縄型共済の事業を一一括交付金を活用した事業で加入促進等を図ってまいりました。それによりまして、平成24年度には40%、それから年々—平成25年度には42.8%ということで、平成29年度は51.1%ということで、38%からではございますが、若干の増加を見ております。

　　今後はこの事業をしっかりと活用して、さらなる加入率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○**山川典二委員** 次に請願・陳情処理概要の22ページ、沖縄漁業基金につきまして、直近でいいのですが、今、漁業基金はどれくらいあるのかが1点、そして陳情にもありますが、その制度の緩和策、つまり運用改善を要望しておりますが、その中身は何ですかね。

○**平安名盛正水産課長** 平成29年度の計画によりますと、45億763万円全額を執行する計画となっております。執行残が出た場合においては、次年度に繰り越すことになるかと聞いております。

○**山川典二委員** あと、その制度の運用改善の要望の中身、何を要望しているのか、主なものですね。

○**平安名盛正水産課長** 監視事業の事務手続の簡素化でありますとか、放置漁具などによりまして漁具被害に対する個人用の代替漁具の助成、事業対象者の見直し等、そういうものが要望として上がっております。

○**山川典二委員** ですから、それは今そういうことになっていないということなのですか。現実的に。

○**平安名盛正水産課長** 全体的には、そういう部分もあるということでありませう。

○**山川典二委員** まあいいです。

あと陳情第92号、これは伊是名村の件は一私は伊是名生まれなので、それで、施設の維持管理費用というのは幾らくらいなのですか。

○**大村学村づくり計画課長** 伊是名村における国営造成施設管理体制整備促進事業において、平成29年度1070万円を実施する予定であります。ただその中身については、推進活動費とか操作運転、電力料等と細かいところがあるので、今細かい内容の区分はちょっとわかっていないです。

○**山川典二委員** 島の人たちからもよくこの話が出てくるし、これまでも何回か要請があったのだけれどもなかなかめどが立たないという話はよく聞いております。この1070万円は額的にもそんなに大きなものじゃないような気がする

のですが、これは大きいのですか。知らないから教えてほしいのですけれども。解決できないような額じゃないのではないかなと思うのですが。国との調整はあるのでしょうか。それはいかがですか。

○大村学村づくり計画課長 伊是名村における維持管理費用については、今現在施設自体、全体ができ上がっていないところなのですけれども、今後県営・団体営の貯水池とポンプがどんどんふえてくると、今の額ではちょっと厳しいのかなというところがあります。ただそれについては、今後の運営費というか、ポンプの使い方とか等々で、みずから軽減してやるやり方も含めて検討する中で今いろいろ考えているところです。

○山川典二委員 最後に33ページの陳情第115号です。これは本会議でも質問をしましたし、これまでも何回かやっておりますが、8月15日でしたか、泊の生産者団体から沖縄県漁業協同組合連合会一県漁連に対しての一要するに要請書が出ておりますが、その中身については承知していると思うのですが、生産者組合の皆さんはどうしても泊魚市場で競り機能を含めて継続的にやっていきたいと。同時に泊漁港の魚市場の再開発というか、整備の促進を一生懸命訴えている内容だと思うのですが、本会議の答弁でも部長からありましたけれども、5者会議、近々ということなのですが、いつごろ開催されるのか。これは決まりましたか。

○平安名盛正水産課長 今、10月の下旬ということまで日程調整をしているのですが、那覇市と日程については詳細をちょっと詰めているところです。ですから、日程についてはまだ、いつという日は決まっておりません。

○山川典二委員 改めて、この5者というのはどこでしたか。

○平安名盛正水産課長 この5者というのは、県と那覇市、生産者団体、流通団体、県漁連となっております。

○山川典二委員 この5者会議で具体的にどういう議論をするのですか。

○平安名盛正水産課長 これにつきましては、泊の生産者団体に那覇市が昨年度補助しました、補助で確定しました水産拠点国際競争力強化計画事業の中で事業報告書をつくっているのですが、その中身についてまだ現時点できちんと

した那覇市の見解を含めての説明がなされていないので、それを実際に泊の再整備をしていく中で本当に具現化できるのかについて、その中で協議していきたいと考えております。

○**山川典二委員** 今、糸満への移転について、もう少し合意形成を含めて時間がかかろうかと思うのですが、そういう現実の中で、泊の現在の魚市場ですね、競り機能の場所の衛生面を含めて、その取り組みみたいなものはもちろん那覇市も持っていると思うのですが、それはどんな形で—5者会議の議論の中にも出てくるとは思うのですが、県としてかわり方の中でどういう見解をお持ちですか。泊の市場の改善であるとか、そういうことについては。もちろん那覇市との話し合いもあるとは思いますが。今の段階でいいですよ。

○**平安名盛正水産課長** やはりこれは県漁連と那覇地区漁業協同組合、また那覇市との調整の中ですが、県としましてはやはり一番大事なのが衛生問題かなと思っておりまして、その部分ではやはりあの鳥獣防止のための網とかの設置等について、那覇市を含めてどういう形でできるのかということでの調整の中には、県としても一応一緒に入って協議していきたいと考えております。

○**山川典二委員** 那覇市は来年度の予算の中に一部、泊の市場、特に衛生面を含めて—これは本格的なものではないかもしれませんが、暫定的に予算措置をするような、今、話もあります、それについては承知しておりますか。

○**平安名盛正水産課長** 先日、8月になるのですが、那覇市と県だけの意見交換会の場で、那覇市の仲本部長からそういうような予算計上をしていますということでの情報提供はありました。

○**山川典二委員** 部長、これはずっと私も地元の生産者組合の皆さんとか流通関係の皆さんから陳情を受けたり、相談を受けたりしている議論の中で、特に生産者の皆さんは「絶対、行かない。」というくらい、今、強硬なのですよね。これをどういうふうにして、糸口を、糸をほぐしていくのか。言葉では4文字で合意形成なのですけれどもね。大変なエネルギーがいるでしょうし、粘り強い交渉の能力もいるでしょう。その辺については、本会議でもちょっと聞きましたけれども、もう事務方レベルではあっぷあっぷで限界に来ているような感じがするので、知事にもその質問をしましたけれども、やはり那覇市長も含めて、場合によっては糸満はもう少し先でもいいのですが、まず知事にもうそろ

そろ登場願って、一緒になって解決していくという段階に来ていると思います。私の今の考えは間違っていますか。

○島尻勝広農林水産部長 委員の御指摘もそうだと思うのですが、我々もやはり将来的に量販店や衛生面、あるいは観光客、生産者団体だけではなく消費者を含めて、将来の、今の現状を踏まえると、両方の発展性を考えていった場合に、糸満に移転していくもの、あるいは泊で発展していく消費地としての市場をしっかりと説明しながら、それで那覇市が今回構想させてもらっているものについては、莫大な事業費—118億円くらいとか、あるいは埋め立ての可能性とか、あるいは泊地の問題とか、いろいろな課題が現場では今、構想の中ではあるかと思えます。その辺について我々が否定するわけでもありませんし、お互いの立場でどういうふうに進展できるかということで、やはりトップダウンしてしまうと、そこに携わっている方々の意向もあるかと思うので、やはり我々としては去年から同じ答弁になってしまうのですが、丁寧に、あるいは納得してもらえそうな形でできないかということで、当然決めるときには決めていかないといけないというのがありますし、またスケジュール感もありますので、我々としては日々関係機関と調整をさせてもらっていますし、意見交換もしてもらっているのですが、委員がおっしゃるように生産者団体は非常に厳しいということも受けています。ただやはり、将来的に生産者団体だけの意向ではなく、消費者、あるいは社会的に衛生面はどうしても必要かなというところはありますので、必要があるときにはまた調整していきたいと考えています。

○山川典二委員 基本設計をつくって、その後はなかなか予算が計上できないような、今、現状にあるわけです。いずれにいたしましても、一般論ですが、非常に長引くような状況も考えられるわけですよ。トップダウンの話もちょっとありましたけれども、やはりもうそろそろね—皆さんが解決できることだったらいいですよ。今できないから、その先も全然見通しが立たない状況に、私は今関係者と議論する中であるものですから、もちろん糸満のほうともいろいろな話もあるのですが、やはり一番の、生産者—この7団体の皆さんをどう説得していくかについては、私もちょっと限界ですよ。相談を受けています。だから、どういうふうに対応していくのかなというのが全く見えない状況なのですね。やはり1回、その辺は一方で政治力をはかりながら、事務方は事務方でどんどん進めていらして、ある判断はやはりどこかでやらなければいけないのではないかなと思っています。例えば、次年度でもいいですね。ある段

階でね。そうしないと多分これはずっと今の膠着状態が続くような感じがするものですから。事務方としては、とにかく今後とも引き続き鋭意頑張っていたきたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 台風第18号との関係でちょっとお聞きしたいのですが、先ほどの答弁の中に宮古島で5億円近くの被害額と。ここで、共済で出るのは1億円だという話がありましたね。あとの4億円はもう個人の損失という形が出るということなのですが、さとうきび増産基金でこの台風とか干ばつとか、そういうものに対する支援というのはできないのですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 今お話にございました、さとうきび増産基金事業—セーフティーネット基金でございしますが、これには発動の要件がございまして、例えば台風の被害発生でございすると、公式の発表で被害率が10%を超える場合ということになっております。今回の宮古島の場合は約7%ということで、さとうきび増産基金事業—セーフティーネット基金での発動の要件にはちょっと達してはいないのですけれども、ただ例えばそれ以外の事業で、次期の種苗対策とか、種苗の配布の事業とかそういったものもございしますので、そういった事業を活用して、次期対策に向けた支援等はやっていけるのかなと思っております。

○玉城武光委員 次期の、次の生産のときに、そういう手当をするとか、そういうことでやって、一日も早い復興・復旧ができるように、頑張っていたきたいと思います。

それから、水産業の関係で私たちも現地に行きました。見てきましたけれども、クルマエビの養殖場でエビが風で流出したという報告を受けたのですが、風の対策だから、今、水産関係で鉄骨でネットをしていますよね。ネットね。あれをやれば、風の影響も全然出ないと思うのですが、どうですか。

○島袋均漁港漁場課長 今、委員もおっしゃったように、漁港整備の中では、この漁港内の静穏度とか、風対策として暴風柵の設置等を今進めているところでございます。漁場施設については、養殖場についての話だと思っておりますけれども、養殖場についても今現在いろいろ施設の老朽化等があるということで、

今年度から機能保全の策定に入ります。その中で、その辺の意見も聞きながら、事業化できるのかも含めて検討していきたいと考えております。

○玉城武光委員 よろしくお願ひします。こうネットをやれば、風の影響は全然出ないのですよ。相当な風でね。波じゃないのですよ。風なのです。だから風の対策をすれば流出するということはないということを知りましたので、ぜひ対策をしていただきたい。

それから、病害虫のことなのですが、病害虫でどれくらいの予算を執行しましたか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 平成28年度にセーフティーネット基金での防除薬剤購入費でございますが、約1億6300万円を事業費として実施しております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、甲第4号議案平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算(第1号)の審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部関係の議案並びに陳情関係について御説明いたします。

それでは、商工労働部所管の議案につきまして、御説明いたします。

まず初めに、本日使用する資料としましては、議会配付資料であります平成29年第5回沖縄県議会(定例会)議案書(その1)、平成29年第5回沖縄県議

会（定例会）議案書（その２）と、お手元に配付しております資料１乙号議案説明資料、資料２経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料であります。

それでは、議案書（その１）の14ページをお開きください。

本議案は、沖縄県産業振興基金特別会計について、補助事業の増額に係る補正予算となっております。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、甲第４号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第４号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第３号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 続きまして、乙第３号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書（その２）の５ページ及び乙号議案説明資料の１ページをお開きください。

本議案は、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理を指定管理者に行わせること、新たに整備する航空機整備施設の使用料の徴収根拠及び同施設を指定管理者に行わせることを定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成30年４月１日から施行する予定であります。

乙第３号議案の説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 うるま市内の賃貸工場というのは、今、何件くらいあるのですか。この業種です。

○平田正志企業立地推進課長 建築棟数としては、今40棟整備されております。

○山川典二委員 40棟の中に何業者が入っていますか。件数わかりますか。

○平田正志企業立地推進課長 賃貸工場は3種類のパターンがございまして、一般賃貸工場で31社、素形材産業賃貸工場で11社、高度技術製造業賃貸工場で6社となっております。

○山川典二委員 48社ということがわかりました。それで、これは指定管理料というか、大体どれくらいを想定していますか。

○平田正志企業立地推進課長 指定管理料については、今後公募する際に公表していくことと考えております。その積算としましては、人件費の過去の実績を踏まえたものと、それから賃貸工場の修繕費、そこに一緒に管理していただくサポートセンターの警備等の委託経費を積算しまして設定するという事を予定しています。

○山川典二委員 大体幾らぐらいというのはわかりませんか。

○平田正志企業立地推進課長 ちょっと今手元には持ち合わせておりません。

○山川典二委員 皆さんこれは議案を出しているのだから、せめてそれくらいは。すばっと答えるように、できたらお願いします。

それからもう一点。航空機の整備施設につきましては、一応使用料何かも出

ているのですが、これについては、指定管理対象業者というのは、どういうところが想定されるのですか。一般の警備保障では、何かありますよね。これは特殊だと思うのですが。

○平田正志企業立地推進課長 指定管理者については、同施設に入居する事業者の事業が円滑に展開できるように、経済効果を発揮できるように、建物の管理、電気設備、機械設備に関する適切な維持管理ができる業者になるかと思いますが、やはり御指摘のとおり特殊な施設でございますので、格納庫の維持管理の経験を有する者などが対象になるのかと思っております。

○山川典二委員 ということは、県内業者で対応できるところもありますか。あるいはもう県外の業者になるのですか。あるいは合弁みたいな感じで技術移転してやるのか。その辺は、もし情報があれば。

○平田正志企業立地推進課長 今現在、具体的に県内でこの技術を持っていらっしゃる方があるかというのは、直接は把握はしておりませんが、公募としては、基本的には全国を対象に公募せざるを得ないことになるかと思いません。

○山川典二委員 把握していないという話だけれども、やっぱり把握しておいてください、とりあえずはね。これを出すのだから。できなければ、できないなりにその技術移転というか、そうするために、例えば現地法人で、法人側の一要するに法人、会社が合弁して技術移転ができるような受け皿が条件になりますよとかね。そういう議論も出てきていいと思うのですよ。せっかくの鳴り物入りの整備事業ですし、今後、やっぱりアジア経済戦略構想の中でも、これは拡張していけるような一つの事業だと思っております。

○平田正志企業立地推進課長 いずれの企業が受託する場合にあっても、やはりこの沖縄にある施設ですので、沖縄からの一定の人材の確保が図られると思いますので、その中で、その人材に施設を管理するだけの技術の蓄積が図られていくものと考えております。

○山川典二委員 ぜひ雇用対策も含めてお願いしたいと思いますが、これについても指定管理料というのは、これからの積算ですか。

○平田正志企業立地推進課長 はい、考え方としては公募をやる前提になっておりますので、そのときに金額は公表するという形になると思います。ただ積算の考え方は、先ほどの使用料が賃貸工場の使用というサービスを提供する、コストを積算していくものになりますので、建物の取得費であるとか、土地の使用料であるとか、そういったものを含めて積算するということになります。

○山川典二委員 時期的にはいつごろをめどですか。1年半とかいろいろありますが、大体のめどとしては。

○平田正志企業立地推進課長 公募の時期は、11月上旬から60日間を応募期間として公募する予定としています。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 ちょっと今の議論を聞いてよくわからなかったのですけれども、新たに整備するところはわかるのですけれども、今、県が直営しているところを指定管理にするわけですよ。何でそうするのですか。

○平田正志企業立地推進課長 賃貸工場については、基本的には1棟独立型の施設でございまして、その維持管理そのものは入居企業が行うということで、従来直営で県が管理しているところでもございました。ただ、賃貸工場を整備してからもう一当初が平成12年ごろから整備されておりました、期間の経過に伴って建物の劣化であるとか、修繕の回数等も頻繁に出てきたと。そういうところで、修繕等については専門家による効率的な施設の維持管理を行うことが必要だろうということで、今回、指定管理を導入する方向で取り組んでいるところです。

○大城憲幸委員 基本的には直営から民間にできるものは民間にというのはわかるのですけれども、今言った部分だけなのですか。県としては、人件費含めた費用的なものはどうなるのですか。

○平田正志企業立地推進課長 指定管理そのものがやはり民間企業の能力を活用してサービスを落とさず、施設維持コストを下げていく。もしくは逆に、施設維持コストは変わらないけれども、サービスは向上していくというようなこ

とを目指すものでございますので、先ほどの点から申しますと、維持コスト的にはそれほど変わらないかもしれないですけども、例えば賃貸工場の修繕等に早急な対応ができるとか、そういった利用者のサービスの向上が図れるものだと期待しております。

○大城憲幸委員 基本的に流れは賛成ではあります。今言っていることもわかります。ただ、議案で我々は直営から指定管理に決めるわけですから、48社に影響するわけですよ。その辺はさっきの質疑にあった、ぱっと指定管理料がこれくらいですよ、これまでの費用はこれだけかかってきたのがこうなりますよ、デメリットの部分はこういうのは危惧されますけれどもこうですよ、というのをもう少し明確に答えてもらえたらありがたいなと。ちょっとこれは要望でいいのですので、お願いします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の請願第4号及び陳情平成28年第86号外11件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を説明いたします。

お手元に配付しております資料2、請願及び陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、新規請願が1件、継続陳情が8件、新規陳情が4件となっております。

継続陳情8件のうち4件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず新規の請願について御説明いたします。

1ページ目をお開きください。

請願第4号、軽油引取税の課税免除措置の期間延長・恒久化に関する請願について御説明いたします。

請願者は沖縄砕石協会会長安富辰也、紹介議員末松文信、具志堅透でございます。

請願の要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

沖縄県における砕石業は、社会資本の整備に不可欠な基礎資材である骨材の安定供給を担うとともに、地域の経済や雇用機会の創出等に大きく貢献している重要な産業であります。軽油引取税の課税免除の特例措置は、中小企業の経営の安定と製品の安定供給の確保に重要な役割を果たすものであり、本措置の存続が必要であると考えています。平成30年度の税制改正においては、経済産業省から鉱物の掘採事業に対する本措置の延長の要望が提出されており、今後、国民生活への影響等を勘案し、延長するかどうか判断されるものと認識しています。

次に、処理方針に変更のありました継続陳情4件について御説明いたします。修正した箇所は下線により表示しております。

8ページをお開きください。

陳情平成28年第147号、県立職業能力開発校における自動車整備科の再編計画に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

修正箇所は9ページ目となりますので、そちらをお開きください。

自動車整備科の再編については、沖縄県立職業能力開発校整備基本計画の見直しも視野に入れて検討することとし、処理方針を修正したものであります。

次に、10ページをお開きください。

陳情平成28年第152号、女性が仕事と生活を両立させて働き続けられることができる施策の拡充を求める陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

修正箇所は11ページ目となりますので、そちらをお開きください。

2の育児・介護休業法の改正について、平成29年10月1日から施行されたことにより修正したものであります。

次に、15ページをお開きください。

陳情第16号、沖縄県立浦添職業能力開発校におけるエクステリア科の存続を

求める陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

浦添職業能力開発校のエクステリア科の存続については、沖縄県立職業能力開発校整備基本計画の見直しも視野に入れて検討することとし、処理方針を修正したものであります。

次に、16ページをお開きください。

陳情第53号、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

去る8月2日に行われた渉外知事会において、具体的な要請が行われたことにより修正したものであります。

以上が、前議会から処理方針に変更のありました継続陳情でございます。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

陳情の要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

17ページをお開きください。

陳情第91号、美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は、美ぎ島美しゃ市町村会会長石垣市長中山義隆。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、水溶性天然ガスの有効活用に向けた取り組みを促進することとしております。県では、平成24年度から平成26年度にかけて実施した天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査事業において、天然ガスや地質の組成など各種データを取得したところです。天然ガス試掘井の利活用については、試掘井の所在する市町村も参加した天然ガス試掘井の利活用に係る検討委員会において、それぞれの地域に適した利活用方法及び今後の方向性の検討を行っております。現在、宮古島市において利活用に向けた取り組みが行われているところであり、県としては、各種データの提供や試掘井の譲渡等により支援してまいりたいと考えております。

次に、18ページをお開きください。

陳情第93号の2、入札及び契約制度改善に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は、沖縄県印刷工業組合理事長喜久里均。

まず、1について御説明いたします。

沖縄県では、県内企業の育成強化を図るため、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、国や市町村、県の外郭団体等に対して、県内企業への優先発注等について要請を行っているところであり、

次に、2について御説明いたします。

国が定める中小企業者に関する国等の契約の基本方針において、知的財産権の取り扱いについては、物件及び役務の発注に当たっては、著作権等の知的財産権を十分理解し、取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるとともに、知的財産権の財産価値に留意した契約に努めると規定されております。

商工労働部においては、各部局及び市町村に対し、基本方針の周知及び取り組みの要請を行っているところでありますが、引き続き、知的財産権の扱いに関する詳細についても各部局等に周知し、知的財産権に関する取り組みを促してまいりたいと考えております。

次に、3について御説明いたします。

本事項の内容については、基本方針において規定されておりましたが、同方針の中で中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるよう工夫することの内容が盛り込まれていることから、個別の取り組みについては発注する各部各課において判断すべきものと考えております。

商工労働部といたしましては、引き続き基本方針の周知及び取り組みの要請に努めてまいります。

次に、20ページをお開きください。

陳情第105号、沖縄県公契約条例を規制型とすることを求める陳情について御説明いたします。

陳情者は、沖縄県労働組合総連合議長仲里孝之。

21ページをお開きください。

平成29年5月に提出された公契約条例に関する有識者等懇談会報告書では、課題の検討状況や委員の意見等を踏まえ、懇談会全体の意思として理念型の条例とすることが提示されています。また、国の見解として、独自の賃金下限額を規定する条例は最低賃金法の趣旨に反することが示されており、県としてはこれらを踏まえ、理念型条例として進めていくこととしています。条例施行後においては、関係機関等と連携を図りながら、法令遵守させるための具体策等を盛り込んだ県の取り組み方針を策定・充実していくことで、条例の実効性を高めていくこととしております。

次に、22ページをお開きください。

陳情第110号、奨学金返還基金の創設に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は、国立大学法人琉球大学学長大城肇。

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱に基づく奨学金返還支援基金制度は、地方公共団体と産業界等の出捐により基金を設置し、支援対象となる学生が地元企業に就職した場合に、当該基金からの拠出により奨学金返還の全

部または一部を負担することにより、大学生等の地方への就職・定着の促進を図るものであります。同制度においては、支援対象となる学生の在籍する大学や学部等及び就職先の企業や業種等の要件について、地元産業界等との協議により決定することとされていることから、その意向や他府県の事例等を調査・検証するとともに、人材の地元定着につながる施策について、他の効果的な手法も含め、関係部局と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 請願及び陳情に関する説明資料13ページ、軽度知的障害者等への支援機関の充実を求める陳情。

これは文教厚生委員会では採択しているのですけれども、この委員会で今残っていて議論しているのは、この定着支援を含めて、こういった形で展開していくのが大きなテーマだと僕は思っているのですけれども、この定着支援についての対象者はどういう位置づけになっているのですか。

○下地康斗雇用政策課長 県で設置します障害者就業・生活支援センターというところで登録をしている障害者が対象という形になっています。

○島袋大委員 ですから、対象者というのは要するに、生活介護や自立訓練や就労移行支援または就労継続支援を利用している一般就労した障害者という形だというように僕も調べて理解はしているのだけれども、この部分を見ていると、高等特別支援学校の卒業生の皆さん方は対象にならないのですか。

○下地康斗雇用政策課長 高等特別支援学校の卒業生の中で、そのまま一般企業に就労する方もいますが、まだもう少しマッチングが必要という場合に、こ

のいわゆるなかぼつセンターに登録をしまして、そこで企業とのマッチングであるとか、あるいはその就業に向けて、相談等を行うというふうにはなっています。

○島袋大委員 今まさしくおっしゃるように、ここが僕は大事だと思っているのですよ。あの特別支援学校の高等部を出てですよ。ここで就職率はみんな100%ですよ。約1年、2年頑張っ、そこで結局仕事をやめるという形になるのですけれども、この場合は、その定着支援も含めて一何かがあってやめられるわけですよ、理由があってね。その後のケアとか、チェックの仕方はどうなっているのですか。

○下地康斗雇用政策課長 なかぼつセンターの県のアドバイザーは、実際に就職している企業であるとか、そういったところを定期的に訪問なり、あるいは電話で状況の確認をしながら、いろいろ定着に向けた支援をしていますけれども、ただ委員おっしゃるようにさまざまな理由がありますので、その理由によっては、福祉との連携で再度、就職に向けた支援をまた継続をしてつなげていたりとか、そういった関係機関と連携して、その職場には定着はできなかったかもしれませんが、その後の再就職であるとか、転職であるとか、あるいは就労訓練ですね、その関係機関と連携して、またフォローをするという取り組みをしております。

○島袋大委員 この厚生労働省で平成30年、4月から施行する就労定着支援事業、これは平成30年4月からスタートすると思いますけれども、これはまさしく今、課長がおっしゃっているのが重要なテーマだと思っているのですよ。この中身の内容がですよ。だから就労定着に向けたこの支援を行う新たなサービスと思っているのですけれども、この中身が就労移行支援を利用して一般就労に移行する障害者の増加をしている状況の中、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズにより一層多様化かつ増大するものと考えられるともうテーマが書かれているわけですよ。だからそこが重要、まさしく本丸ですよ。陳情処理を見ても、子ども生活福祉部の所管もかかわってきますよね。教育委員会もかかわってくる。まず3者でその中身の基本的なすり合わせを含めて、密に議論しないといけないという点と、あとまさしくおっしゃる就職した後のケアとか、御家族の皆様との連携とかですね、就職してもなかなか生活リズムが合わずに遅刻したりとか、そういったものが出てくる状況というのは、企業とのマッチングですよ。だから企業もそういう形でわかっているのだから、その辺の上

げ下げがある中で、そこをどうフォローするかというために、こういったことを議論するために、平成30年4月からの施行の就労定着支援事業だと思っているのですよ。これをするためにどうですか。どういうふうに考えているのですか。連携事業ですよ。ここが僕はきちんと聞きたいのです。

○下地康斗雇用政策課長 平成30年度からの新しいサービスというのは、まず対象が就労移行支援事業所にて就労した障害者ということになっておりまして、その辺が少し我々のなかぼつセンターの対象と少し違う部分で、就労移行支援事業所を経て、一般の就労にきた人を対象に、定着支援を充実させるために、新たにその就労移行支援事業所というのを新たに国で設置をしまして、就労を定着させるというような取り組みでございます。

これは、まだ詳細は明確にされていませんけれども、今後新しくできる事業所も含めて、あるいは今既存の国のハローワークであるとか、あるいは事業者向けの障害者の雇用管理の相談とか支援とかいろいろマッチングに向けて専門的な相談を行っている障害者職業センターがありますので、そことなかぼつセンターと定期的に連絡会議を持ちまして、その辺は連携して就労定着に向けて支援をしていこうと。なかぼつセンター同士の会議も県で不定期ではありますけれども宮古・八重山地区も含めて開催していますので、その中でいろいろなケーススタディといいますか、そういったものも含めて、全県で同じような取り組みができるような形で会議を持って、その中で教育庁と特別支援学校を含めて、地域の中でいろいろやっていますので、その辺のいろいろな連携の地域での会議も含めて、全県的な会議も含めて、また国との会議も含めて、その場で事例研究も含めて対応するということが今後やっていきたいと思えます。

○島袋大委員 まさしく周知徹底だと思っていますよ。それを抱えている親御さんたちも含めて、いろいろな意味で相談に行きたいけれども、なかなかそういった場所が、わかるかもしれないけれども、平成30年4月からそういった新たな事業がスタートするのであれば、いろいろな面で情報が欲しいはずだから、その対応策も含めてしっかりとやって欲しいという点と、やっぱり沖縄県は障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例という条例をつくったのだから—その条例の中にいろいろあるけれども、その中にみんなかかわってくるでしょうという話になられたら、まさしくおっしゃるとおりですとなるものだから、その受け皿、体制を県はしっかりとやらないといけません。この辺は、いろいろな意味で大変かもしれないけれども、そういった親御さんとかそのお子さんたちのこれからの将来もろもろ含めて、自立して生活できるくら

いまで頑張るのが我々、手助けできる行政の仕事だと思っていますから、その辺の周知徹底を含めて再度教育委員会の管轄や子ども生活福祉部も含めて、連携をしながら一斉にみんなで同じような理解のもとで情報発信できるようなシステムをつくれませんか。どうですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 委員おっしゃるとおり、なかぼつセンターは今、子ども生活福祉部と商工労働部、それから労働局が入って3者でやっています。さらにまたこれで必要なことがあれば、教育庁関係も入ってくるのでしたら、それは当然お互い連携するべきであって、その話し合いの場からまた新たな体制が必要になれば、そういうことも検討してまいりたいと考えております。

○島袋大委員 ひとつよろしくをお願いします。

18ページ、入札及び契約制度改善に関する陳情。

これは印刷工業組合から出ている陳情でありますけれども、気になるところはまずこの第1点ですよ。県の外郭団体の入札において県外の大手印刷会社による受注が多発し、そういった形で言えば県内の業者は非常に苦しい立場にあると書いているわけですよ。県の印刷工業組合自体がこういう陳情を出しているのですから、県のこの外郭団体といったら一番大きいのは一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローだと思っているのですけれども、このビューローの中での印刷物もろもろの発注状況ですよ。これはもう大枠の商工労働部では話はできないと思うのですけれども、県の外郭団体って幾つありますか。

○屋比久盛敏商工労働部長 正確には把握していませんけれども、商工労働部関係では産業振興公社、文化観光スポーツ部ではビューロー、というふうに持っていて、それから子ども生活福祉部とかそれぞれを入れると多岐にわたると考えております。

○島袋大委員 それを見ていくと、予算を持っている順序を考えれば僕はビューローが一番大きいと思うのだけれども、その中でパンフレットや印刷物というのは観光に関連するところでもかなり多く出ていると思うのだけれども、これは我々はヒアリングしても、県外の印刷会社どころじゃなくて、海外の印刷会社にも発注しているという一我々が調査した中でそういう情報、資料含めて上がってきているのですけれど、部長。だからここはそういう企業のものも含めたら商工労働部だけれども、深く入っていくということであればそういう部署に聞かないといけないと思うのですけれども、この辺の各部署そういう形で外

郭団体を抱えているところはあると思いますけれども、その辺の内容というか、こういった形で印刷物が、本当に県外に発注が出ているというデータというのは上がってこないのですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 残念ながらそういう調査は今はやってはいないのですけれども、ただ我々は県産品の優先発注ということで、主に建築資材関係のデータは上がってきております。ただ、今回は印刷物関係ということで、そこら辺は今回調査の中に入れていくかということも考えられますし、ただ外国という話は結局県外、海外事務所をうちは持っていますけれども、彼らは現地で発注することもあるわけですね。現地語でやらなければいけないとか。そういうこともございますので、その辺も勘案しながら調査はしていきたいなと考えます。

○島袋大委員 ぜひとも今、部長がおっしゃったように、これは僕は調査する価値があると思っています。やらないよりはまずやっていただいて、そのデータというのを出して、やはりこういう団体の皆さん方から陳情が出るということは、そういった形で不安がっている面もたくさんあると思いますから、その辺は担当部署で、部長で調査もろもろ含めてというのをひとつお願いしたいのですが、いかがですか。

○屋比久盛敏商工労働部長 今後、検討させていただきます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 関連しまして、今の陳情第93号の2です。これは外郭団体、今、部長からもありましたけれども、例えばコンベンションビューローですね。大手印刷会社の発注実績があるのですけれども、例えば日本トップクラスの凸版印刷とか、そういうところが1000万円弱の印刷物を受注するわけですよ。超大手が。今、この陳情なのですけれども、沖縄県印刷工業組合の組合員の数、あと雇用されている人数などは把握されていますか。

○神谷順治ものづくり振興課長 組合員の数が116社です。従業員数はちょっと今は把握していない状況です。

○山川典二委員 約2000人くらいいらっしゃるようです。組合に入っている業者が今の116社、かける1.5倍くらい。つまり組合に入っていないところも入れると大体1.5から1.6くらいの数になるそうでございますが、最近その印刷物の発注額もかなり低くなっていますよね。今、県が発注する全体の総額は幾らくらいですか、印刷物の発注総額。

○屋比久盛敏商工労働部長 会計課を通して行くものですから、我々としては把握していません。

○山川典二委員 私の調べたところによりますと大体2億円くらいという話があります。これは五、六年前の2分の1近くまで今発注額が低くなっているという状況の中で、先ほどのような県外の手印刷会社も受注するというような状況なのです。それで今回、先ほど海外の話もありましたけれども、この陳情の2番目に出てくる知的財産権との話にもなってくるのですけれども、どうも台湾で印刷をされているのです。ところが、この地元業者が、印刷会社が落札したときに、データを提供しますよね。そのデータの中には写真であるとか、デザインであるとか、いろいろなノウハウが入っておりまして、それは当然発注者の権利にはなるのですけれども、これが要するに2次加工という形でデータが流出していると。海外まで流出をした。それはそのまま海外で実は印刷物として出てくるという問題点が今出ているのですよね、現実的には。それは承知されていますか。

○神谷順治ものづくり振興課長 大変申しわけありませんが、今のところは承知しておりません。

○山川典二委員 そういう実態が今ありますので、先ほど島袋委員からもありました。一度その辺は精査をしたほうがいいのじゃないかなと思っております。要は、何を言いたいかといいますと、この2番の知的財産権の管理をしっかりとやってほしいという中は、実は県が発注するときも、応札のとき一応条件を出すときに、別の契約の中で業者がデータを出したものをそのまま別事業でそのデータを使って、応札するという状況もあるようなのです。つまり、この辺はしっかり、例えば2次加工して使用する場合は、その業者の了解をとるとか、そういうことがきちっと規定の中に入っていないようなのです。その辺も含めて、ぜひ応札一つまり入札制度あるいは契約制度の改善を今陳情で求めているわけでありまして、その辺はしっかりと確認をされてやれるよ

うにさせていただきたいなと思います。

それと、もう一つオープンカウンターってありますね。物品管理課の。どなたかわかる人はいますか。

○神谷順治ものづくり振興課長 済みません、意味は把握していません。

○山川典二委員 つまり、事務消耗品がありますね。少額のものについてはオープンカウンターという形で、業者が見て、一覧表みたいなものがある、そこに応札をしていくというような状況があって、その中に印刷物も入っているそうです。そうすると最近、全国展開で格安印刷物の業者が、本土の業者が入ってきて、本当にびっくりするような価格で落札をするという現実もあるようでございます。したがって、場合によっては事務消耗品はいいですよ。だけれども印刷物につきましては、ぜひ指名競争入札で県内の印刷業者に対応できるようにやっていただきたいというようなことも、この中に実は含まれていると。ヒアリングしたものですから、そういう話がありますので、そこもしっかりと皆さんで精査をして対応させていただきたいなと思います。いかがですか。

○神谷順治ものづくり振興課長 今、委員おっしゃるとおり、今後は関係部局とも連携しながら対応していきたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 新規陳情の第105号。請願及び陳情に関する説明資料の20ページ。

いわゆる公契約条例を現在つくろうとしている中での提起ということですが、この陳情要旨に、工事単価の引き上げ等々で国土交通省ではそういったふうに引き上げているのだが、現場ではそうになっていないという実態がありますよと。しかも、例えばダンプの労働者は6万円余り、型枠工は2万3500円上がったが、実際にはダンプ労働者でおおむね3万円、半分しか上がっていないという実情があって、だからこそ、理念型ではなくて、きちっと規制型にせよと。まずは、この要旨で訴えられている実情はどのようなだろうという点で、皆さんの掌握状況はどうなっていますか。

○宮平道子労働政策課長 労務単価といいますのは、国や県が関連する事業者

を対象に支払いの実態を調査して決定するというもので、予定価格の決定や積算のために用いる単価であるというものでございます。実際に賃金額を拘束するものではないということになっております。今、陳情の中身にありました金額についてでございますが、車持ちダンプ労働者の労務単価6万2378円という記載がございますけれども、関係部局から入手しましたダンプトラック運転手の労務単価というのは、運転手一般という区分になっておりまして、1万9600円ということになっております。恐らく6万2378円という積算は、陳情された方々で独自に算定をされたものだと思っておりますけれども、今申し上げた運転手労務単価1万9600円に、例えばダンプの損料とか、タイヤの損料といった減価償却のような類いのものかと思っておりますけれども、そういったものを加味しまして、金額が約6万2300円くらいかかるであろうというような数字として出されているのではないかと理解しております。労務単価というのは基本は労務に対する、労務対称性の金額でありますので、このような一例えダンプ損料とか、そういったものを加味したものではないと考えているところです。

○瀬長美佐雄委員 ですから、皆さんが提起した積算の中で、事業を発注して、実際に労務単価として労働者にその積算された皆さんの金額が、労働者にきちっと届いたという確認はされるのですか。

○宮平道子労働政策課長 労務単価は先ほど申し上げましたように、予定価格を決定するための単価でございますので、また、今、賃金を含めて、雇用条件というのは個々の労働契約の中で定めていくというところでございますので、実際にどれくらい払っているかというところについては、今のところ承知をしておりません。

○瀬長美佐雄委員 とりわけ公共の事業に関しては、皆さんのそういった対応としてはきちっと労働者に行き渡るというところでは、確認する必要がないのかという点ではどのような仕組みになりますか。

○伊集直哉産業雇用統括監 今のお話は土木建築部で毎年10月あたりに積算をするという形になっておりまして、具体的には土木建築部で把握をしてございます。実際の金額等については、その中で決定されていくということです。

○瀬長美佐雄委員 それは土木建築部に調べてもらいますが、いわゆる規制型を求めている、実際に規制型の条例を制定しているという事例はないのですか。

○宮平道子労働政策課長 現在、都道府県単位では5県が公契約条例を制定しておりますけれども、都道府県単位ではいずれも理念型の条例となっております。市町村ということでいいますと、千葉県の野田市であるとか、川崎市で制定しておりますが、規制型の条例を制定している市もございます。

○瀬長美佐雄委員 規制型を求めている団体としては、それは実質的に効果が上がっているという判断のもとにいろいろ学習もして提起しているようですが、実際、理念型と規制型という点での効果という意味では、違い等々については調べていますか。

○宮平道子労働政策課長 都道府県単位で理念型を制定している県につきましては、まだ制定後、日が浅いということで効果の検証までは実施をされていないということで聞いております。市で規制型で制定されているところについては、確認はしておりませんが、今回、県としまして理念型の条例でということにした経緯といいますのは、昨年有識者懇談会を設置しまして、その中で検討していただきました。その中でさまざまな課題等について検討していただいた結果、この懇談会の総意として理念型の条例で制定するというような提言をいただいております。それが1つであるということと、もう一つは国の見解としまして、賃金の下限額を条例で定めるということにつきましては、最低賃金法の趣旨に反するというので、地方自治法にも反するというおそれがあるというような見解が示されております。こういったことを踏まえまして、今回、理念型の条例とするということで検討しているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 次は、項目2で、細目として4項目あるわけですが、それについての皆さんの対処はどうなりますか。

○宮平道子労働政策課長 陳情の中では、項目1と2、それから2の項目の中に4つの御意見をいただいておりますが、いずれも規制型の条例とする前提での要望ということで整理をしまして、今回それについて処理方針の中で書いてはおりません。

○伊集直哉産業雇用統括監 2番目の第三者委員会の設置についてなのですが、これにつきましては取り組み方針の策定ですとか、条例制定後のですね。それと条例改正の必要性、そういったものについて事業者や労働団体の代表、

学識経験者等で構成をするということで第三者機関を設置をするという想定にしてございます。

○瀬長美佐雄委員 13ページの、先ほども出ました陳情平成28年第165号の件です。この要旨の中に、アンケートによって知的障害者はゼロだと。いわゆる実態が反映されていない調査になっていないかと。同時に下段では、実態を明らかにしていないため福祉からも見過ごされた層の部分だと。いわゆる高等支援学校卒業者に対する、という要旨になっている。この実態という意味では、その趣旨に対する実情や認識という点ではどうなのでしょう。

○下地康斗雇用政策課長 この要旨に記載していますアンケートであるとか、その下の相談等の部分の実態とかという部分については、子ども生活福祉部の所管で、文教厚生委員会で審査をされているということでございます。

○瀬長美佐雄委員 実情はつかまれているという前提で、ここで、定着率についてどうなのかと。去年の陳情の中で、平成26年度の定着率78.5%、平成27年度、平成28年度、もし出ているのであれば、それはわかりますか。

○下地康斗雇用政策課長 平成27年の就職者の定着率ですが、平成29年3月末でございますけれども、全体としては75.8%、そのうち軽度知的障害者につきましては78.2%となっております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに定着率なので、何人が就職して、どうなったと。その内訳はありますか。

○下地康斗雇用政策課長 なかぼつセンターに登録されている方を対象として、定着率を算定しておりますが、就職件数は平成27年度で219件、そのうち1年経過後、平成28年度末でございますが、1年経過後での在職者数が166人となっております。

○瀬長美佐雄委員 次、14ページで、定着支援員の配置充実という点で、例えば定着支援アドバイザー6名等々の中で、平成29年度はそういった障害者就業・生活支援センターに配置している、いわゆる人数的な拡充を図ったということなのか、どんな実態ですか。

○下地康斗雇用政策課長 平成28年度まで北部と中部に県のアドバイザーの配置はできませんでしたが、平成29年4月からは北部と中部に1名ずつ配置しまして、全圏域のセンターでアドバイザーを配置しています。

○瀬長美佐雄委員 6名から何名になるのですか。

○下地康斗雇用政策課長 今、現時点で6名ということでございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 請願及び陳情に関する説明資料22ページから23ページにかけての奨学金返還基金の創設に関してですが、県の関係部局というふうに書いてあるのだけれども、関係部局で相談しながらやっていくみたいな感じですが、大体関係部局というのは定まりましたか。これから話し合いの中で変わってきますか。

○喜友名朝弘産業政策課長 今回給付型の奨学金制度—大学へのものですが、これは教育庁でも県外大学に行く際の給付型の制度があるというのがございます。また、国で独立行政法人日本学生支援機構においても平成30年度—次年度から、国立大学・私立大学の給付型の制度があると、つくる予定というものがあるものですから、そことも連携しながら、情報交換をしながら、我々はやはり商工労働部ですので、企業に向けた形での制度の作り込みをやったほうがいいのではないかと。この制度が試算しますと25%くらいが交付税で国からおりとくると。残り75%は地元で財源を確保しなければならないというのがございますので、例えば一括交付金で独自で制度をつくりましたと、8割方国からの支援があるというのもございますので、それももろもろ含めまして検討していきたいなと思っております。

○新里米吉委員 給付型があるというのと、これは奨学金返還基金だから、中身がちょっと違います、給付型とは。借りて、返還せんといかんわけですよ。この返還に対する助成みたいなことをやっていくための基金なので、これをやっている府県と、やっていないところはかなりあるかと思いますが、それをこれから研究して、どこどこがどういうふうに行っていくのか、どういう内容にするのか、内容も県によって違うようです。それを沖縄県はまだやっていなか

ったのでどうするかですので、しっかり取り組んでください。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午後 0 時 22 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の請願平成28年第4号及び陳情平成28年第54号外8件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。本日はどうぞよろしく申し上げます。

文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員の皆様のお手元に、経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料を配付しております。

1枚目をめくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、請願の継続が1件、陳情の継続が7件、新規が2件となっております。

なお、継続請願1件と継続陳情5件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情2件について御説明いたします。

なお、修正のある箇所は取り消し線及び下線により表示しております。

説明資料の2ページをお開きください。

陳情平成28年第54号、しまくとぅば教育センターの設置要請を受け入れた学校教育を行わないよう求める陳情。

3ページをお開きください。

この陳情につきましては、今年9月12日にしまくとぅば普及センターを開設したため、これまではしまくとぅば普及センター（仮称）と表記していたところ、（仮称）を削除するものであります。

説明資料の9ページをお開きください。

陳情第22号、沖縄観光の健全な発展と県独自の政策の実施を求める陳情。

この陳情につきましては、今年度に入り、資格を持つ通訳ガイドのさらなる資質向上等を目的とした研修のあり方等を検討するため、外部有識者等による検討委員会を設置しましたので、取り組みの進捗に合わせて処理方針を変更するものであります。

次に、新規陳情2件について、御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の10ページをお開きください。

陳情第91号、美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情。

こちらの陳情につきましては、訂正箇所がありますので、読み上げ前に訂正させていただきます。経過・処理方針等の欄の6行目、「これまで19市町村の」と記載しておりますが、「20市町村」の誤りですので、大変恐縮ではございますが、お手元にて訂正いただきますようお願い申し上げます。

それでは、読み上げさせていただきます。

沖縄県では、外国人観光客の利便性向上や周遊促進による観光消費の拡大を図るため、平成24年度から平成28年度までの5年間、一括交付金を活用した多言語観光案内サイン整備事業を進めてまいりました。

これまで20市町村の主要な観光施設などにおいて、設置目標の80基を上回る142基の観光案内サインの整備を行っており、外国人観光客の受入体制の強化に一定の成果が得られたものと考えております。

今後は、FIT化の進展等により、一層多様化する外国人観光客のニーズに応じて、地域の特色を生かした観光案内サインの整備を、それぞれの市町村で主体的に実施することが望ましいと考えております。県としては、翻訳ルールの見直しなどの業務を通して、市町村が実施する多言語観光案内サインの整備に対する支援を行ってまいります。

聖火リレーのルート選定等については、現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の聖火リレー検討委員会において検討を行っている

ところであり、今年の8月に、国際オリンピック委員会に対し、そのコンセプトを提出したと伺っております。また、国内ルートについては、平成31年7月に公表される予定となっております。県においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をスポーツコンベンションを飛躍的に拡大させる絶好の機会と捉え、沖縄県を聖火リレーの出発地とするとともに、宮古・八重山を含め、離島を聖火リレーのルートに加えることを関係機関に要請したところであります。

説明資料の12ページをお開きください。

陳情第101号、県立武道館の施設運営に関する陳情。

沖縄県立武道館等の利用許可については、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者が行うこととなっております。また、同条例第10条第3項に基づき、公序良俗や公益に反しない限り、競技大会に限らず、さまざまな催し物の会場として利用されております。原則として、催し物がある場合にトレーニング室等の利用制限は行っておりませんが、全国競技大会や産業まつり等の規模の大きい催し物の開催時には、運営や安全の観点から制限を行うことがあります。なお、予約の段階で利用制限を設けていたが、主催者との調整により利用可能となった場合には、ホームページ等でさらなる周知徹底に取り組んでまいります。年末年始の休場日については、他県や市町村の状況及び指定管理者や関係部局等との調整を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。

それでは、御審査のほど、よろしく願いいたします。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いします。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第91号ですけれども、新規陳情ですね。

3番の聖火リレーの選定についてなのですが、これは東京の大会組織委員会

の聖火リレー検討委員会において検討しているということなのですが、8月に国際オリンピック委員会にそのコンセプトを提出したとありますが、このコンセプトというのは何ですか。まずそこから御説明ください。

○山城貴子文化スポーツ統括監 コンセプトにつきましては、ことし8月に国際オリンピック組織委員会に提出したということは聞いておりますけれども、その内容については明らかにされておられません。恐らく国際オリンピック組織委員会の承認を得て公表されるとは思いますが、それがいつの時期になるのか、それについてもまだ明らかにされていないところです。

○山川典二委員 8月から9月、10月と約2カ月くらいになるわけですが、これは何か確認をしてわかっておかないといけないのではないですか。沖縄に聖火のルートをつくるということ言えばね。それはやっているのですか。確認したけれどもできなかったということですかね。

○山城貴子文化スポーツ統括監 実は先月、全国知事会を通じまして全都道府県の担当者を集めまして、この聖火リレーに関する会議がございました。その中で東京の組織委員会の方々からいろいろ御説明がありましたけれども、今、現時点におきましては、やはりIOCとの関係で情報の開示ができないという御説明がございました。

○山川典二委員 これはもう3年後の夏ですよ。ということはもう3年を切ったわけですよ。そういう意味では、その開催1年前に公表ということなのですが、その前に例えば決定されるのはいつごろになるか、そういう見通しがあれば教えてほしいのですが。

○山城貴子文化スポーツ統括監 先ほども申しあげましたけれども、現時点におきましては東京オリンピック組織委員会からは1年前の7月ごろにルートを公表するということが明らかにされておまして、ただ、先月の会議におきましては、都道府県においてそのルート選定のための実行委員会を立ち上げてほしいというお話がありました。そこで具体的な各都道府県内のルートの検討というものが行われるかとは思いますが、ただそれをどのように行うかといった基準、ガイドラインについてもこれから示されるということで、具体的には年度明けにその実行委員会を立ち上げていただきたいというお話がございました。

○**山川典二委員** 例えば、申請のルートを県内のどこどこにやるというような申請の手続きみたいなものであるとか、その方法論みたいなものも全くないのですか、今。

○**山城貴子文化スポーツ統括監** 先ほども申しあげましたけれども、今後、具体的な基準等については示されるものと聞いております。

○**山川典二委員** 今、先島というか、宮古・八重山地域からもこうして出ているのですが、皆さんの中で具体的に、他の都道府県との競争も非常に激しい競争になるのではないかとと思うのですが、皆さんとして今の段階でいいですよ。細かいガイドラインもない中ではあるのですが一年度明けに出るという話もあるので、それに対して今後の取り組み目標みたいなもの、例えば先島も含めてどういうルートでやるかという、そういう構想の基本プランみたいなものは、そういうものも全くないですか、今の段階では。

○**山城貴子文化スポーツ統括監** やはり東京オリンピック組織委員会から具体的な基準を示すと言っていますので、まずはそれを見ないことにはちょっと構想も練られないかなと思っております。ただその基準をつくる前に、やはり離島が除外されるような基準では困ると県としては思いましたので、ぜひ離島を含めたような基準でつくってほしいということも含めて、要請を行ったところです。

○**山川典二委員** 多分これは激しい競争が想定されますので、他の都道府県と。要するにそれこそ沖縄中でそういう喚起をしていくという作業も必要だと思うのですよね。それについてもこれから議論をされるのでしょうかけれども、何を訴えていきますか。訴えていきたいと思いませんか。今の段階でいいですよ。沖縄にそれこそ1964年の東京オリンピック以来、約50年—半世紀近くになりますけれども、環境も状況も変わっているのですが、何を沖縄のセールスポイントとして聖火リレーの選定ルートに入れ込んでいきたいというのが、今の段階でもしあれば。

○**嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長** 私の記憶で聖火のルートには、世界中に日本が注目されます、東京のみならずですね。そこに日本のどのようなすばらしさを発信できるかということがたしかあったと思います。ですから、私どもは

その美しい自然・文化、世界に誇るべき美しい自然・文化・伝統をこの聖火リレーを通すことによって日本のすばらしさというのを、沖縄のみならず日本のすばらしさを世界にPRする絶好の機会ではないかと一つの大きなPRになるのではないかと考えております。

○**山川典二委員** ですから、日本の歴史・文化、そういうのはいいのだけれども、沖縄としてどう売り込むかという視点が必要だと思うのですよね。答えられる範囲でお願いします。

○**嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長** ある程度指針として示されたものは、1つに日本の観光名所や歴史文化が感じられるルートを選定し、聖火リレーを通じて日本の魅力を世界中にPRすることとあります。もちろんそういうことも我々は先ほど申し上げましたとおり沖縄のすばらしい自然・文化等は自信を持って世界にPRできますので、これも訴えていくことも1つですけれども、今、委員がおっしゃっているようにそれ以外に沖縄ならではの、例えば平和の発信も含めまして、そういったこともきちんと考えながら沖縄がぜひ出発地なり、そういう部分での大事ないいところで聖火リレーのルートに使っていただけるように精いっぱい取り組んでいきたいと思っています。

○**山川典二委員** 恐らく100年に1回あるか、2回くらいの、ある意味世界に発信できる最大のチャンスでしょうから、I O C—東京オリンピック組織委員会から本部にもコンセプトを出すわけですから、沖縄のコンセプトをぜひ皆さんで検討していただいて、ぜひまた東京の委員会にも出せるようなそういう体制を、ぜひアイデアを出して、英知を結集してやっていただきたいのですが、いかがですか。

○**嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長** 非常にいい、具体的な御提言だと思っていますので、それをきちっと中で、我々で精査しながら、訴えるべきところは訴えて、PRしていきたいと思っています。

○**瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○**西銘啓史郎委員** 請願及び陳情に関する説明資料の10ページ目なのですがけれども、経過・処理方針の3段落目にFIT化の進展により、と書いてあって、

観光案内サインの整備をそれぞれの市町村で主体的に実施することが望ましいということですが、これは予算的なことを言っているのですか。予算は各市町村に割り振っているのか、ちょっとその辺の説明からお願いします。

○與那嶺善一観光整備課観光施設推進監 今の予算的なことかという御質疑ですけれども、まず主体的に市町村が整備するということに関しましては、県が補助する場合は県の予算枠がございます。市町村を公募しまして、その市町村の応募状況に合わせて予算を配分するということでありますけれども、市町村が独自に沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金を活用して、市町村の予算の範囲内、ソフト交付金を活用すれば、県の予算枠にとらわれず事業を実施できるのではないかと考えております。

○西銘啓史郎委員 予算はさておき、個人的には、例えば各都道府県でいろいろなサインが違っていると、海外から来た人が東京ではこんな表示、大阪ではこんな表示、もっと言えば沖縄ではこんな表示と。しかも沖縄の中でも市町村で表示が違っているとね、例えばトイレの表示にしてもいろんな、だんだんサインランゲージって変わってきたとは思いますが、市町村に任せることがいいのか。例えば、最低限国で統一して出せるものは出すとかね。表示、漢字のあれにしても何か一ある人から提案されましたけれども、間違った表示になっていると、沖縄県でも。だからこの辺のサインの表示というのは、日本全国どこに行っても同じというふうにならないと。ある県に行ったら全然違うからわからないとかね。そういう意味では、僕は本当に観光客に優しいのかなと思うし、市町村単位に任せて作り方が変わったらまたこれもどうかと思うので、最低限県内統一、できれば全国統一というようなものが本当は望ましいのじゃないかなと思いますけれども、見解はどうでしょうか。

○與那嶺善一観光整備課観光施設推進監 サインの統一というお話ですけれども、県で今市町村への案内版整備事業以外に翻訳ルールの統一ということで、サインの翻訳の仕方、そういったものの統一は県で今年度整備をしまして、なるべく訳し方の揺れがないような形ということで整備を行って、翻訳ルールを公表したところです。

その翻訳ルールに当たりましては、観光庁が策定したガイドラインをベースに、なるべく全国ベースな考え方にのっとって翻訳するということがありますけれども、沖縄県は独自の方言、特殊な言葉があったりするものですから、そういったものを加味したルールを策定しまして、なるべく外国人の方にわかり

やすいサイン—案内をしようということで公表しているところでございます。

○西銘啓史郎委員 やはり観光客に優しいという意味ではその辺の見せ方というのですかね、最低限県内統一、日本統一、または全世界統一も含めてですけども、それもちよっと検討してもらえればと思います。

次、12ページですけれども、この陳情に関して私もちよっといろいろな話を聞いて現場を見に行きましたけれども、これは武道館の今の利用状況、それから隣にある錬成道場の利用状況をまず教えてもらっていいですか。数字があれば。

○山城貴子文化スポーツ統括監 錬成道場の平成28年度の利用人数は6万3864人となっております。トレーニング室は2万6565人となっております。それから稼働率につきましては、錬成道場が99.2%、トレーニングルームが96.9%となっております。

○西銘啓史郎委員 ちょっと桁が全然違うのでどちらが正しいのかちょっとあれなのですけれども、奥武山公園運営管理事務所からもらっている数字と全然違うのですが、間違いないですか。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から個人及び専用利用等の総計である旨の補足説明があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 それとこの陳情の中に入っていますけれども、利用時間が例えば9時から21時までなのに、あるイベントが午前9時から午後5時に終わって、その後利用できないというのは実態として把握されていますか。

○山城貴子文化スポーツ統括監 那覇まつりですとか、沖縄の産業まつりの場合には、午前9時から午後5時までは展示をやっている際でもトレーニングルームは使えることになっています。ただ、その展示が終了する午後5時から午後9時までの間は、やはりその展示—アリーナ棟におきましては企業の商品で

すとか研究開発にかかわるものが展示されていますので、そういった管理の面で入り口を閉めますので、午後5時以降はトレーニング室も利用制限をかけているところです。

○西銘啓史郎委員 これは産業まつりに限った日だけという理解でいいのですか。

○山城貴子文化スポーツ統括監 例えば那覇まつりですと2日間。産業まつりですと3日間というふうに利用制限をかけております。

○西銘啓史郎委員 産業まつりはよく行くのですが、川沿いとかテントを張ってやっていますよね。そういったところが足りないから、そこを使っているという理由で理解していいですか。本来は、私としてはですよ、こういう錬成館とかもろもろは、もともとの利用目的があって、たまたま産業まつりで道路にテントを張れないから使うというのは理解するものの、本当は使わせてはいけないと僕は思っているのです。テントでやれるようならテントでやればいわけですから。何でそこに、大事な使いたい施設がそのために使えなくなるか。いろいろな鍛錬をしたいという人が、そのときに使えなくなるのはおかしいということと、もう一つは、学校のイベントがあったときでも、残りの何時間かは使えないというのが非常に使いづらいという声がありました。ですから、県として実態を把握しているのならあれですけれども、やはり利用者に利用しやすい環境つくるということと、それとこれは直接文化観光スポーツ部の担当ではないということで土木建築部に聞きましたけれども、周りの駐車場、あの辺の駐車場がもうほとんど通勤者で使われているのではないかと。実態。ですから、それも調査をしてくれと僕は土木建築部に言いましたけれども、要は本当に公園施設を利用しようとする人が使えない実態になっているのじゃないかということもあって、そこら辺は現在市町村のみがやっている制限時間だけ決めて無料にするとか何かありますよね。そういったことも含めて、ちょっと調査をしてほしいというのがあったので、これは部署が違いますけれども、要は全体の利用について使いづらいという声が入っていますので、それについてはやはり県としてもきっちり、可能な限り利用時間も確保するということを検討してもらえればということをお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほど山川委員からも話がありましたが、東京オリンピックに向けての聖火の話です。私がどこかでちょっと聞いた話では、以前よりもかなり厳しくなっている。いわゆる縮小というのかな。聖火リレーのやり方が。そういうような話を聞いたことがあるものですから、沖縄の離島も本島も前回東京オリンピックみたいにできるのかというと、かなり厳しいかもしれないというような感じを、ちょっとそういう感触を受けたのです。そういう状況があるだけに、数十年前のオリンピックの聖火リレーがどうだったのか、前回のオリンピックの聖火リレーがどうだったのか、変化が起きているのか。最近のIOCやJOCの考え方がどうなのか。そこら辺の資料を集めることから始めないといけないかもしれない。と言われてからというよりも、そういう中であって、さっきも話があったように、そうなってくると国内での日数やら走り方や、そこら辺での問題も出てきて、国内の競争、外国の競争、いろいろと出てくると思うのですが、そういう話は聞いていませんか。

○山城貴子文化スポーツ統括監 例えば、前回の東京オリンピック、1964年に行われた場合には、聖火リレーにつきましては国内の出発地というのは3カ所から同時に出発しました。ただ、沖縄に関しましては当時は復帰前でしたので、国内を出発する前に特別に沖縄本島を1周する形で2日間かけて聖火リレーをやったというような経緯がございます。ですから、その当時は3カ所から出発ができましたけれども、今現在のIOCの基準は、まず一筆書きで。要するに出発地は1カ所で、100日以内に回ることというような厳しい原則としての基準がございます。ただ、JOC—東京オリンピック組織委員会としましては、47都道府県全てを回るというのを今基本に置いていますので、そうした場合、縦に長い日本を100日で一筆書きで回るのは厳しいというような意見も出てまして、その辺の基準の緩和ができないかというのをIOCと調整をしているとは伺っていますけれども、果たしてそれがどういうふうになるかということについては、まだ情報としては入っていない状況です。

○新里米吉委員 今のような話を前に聞いたことがあるものだから、かつては3カ所から走ったのが1カ所からしか走れないとなると、これだけでもう3分の1ですよ。だからそういう聖火リレー、非常に県民も燃えて「俺のところも」「俺のところも」と言うけれども、随分走る状況が縮小されていく非常に厳しい状況になるのじゃないかという感じを受けたものです。状況はちゃんと把握されているようですから、そういう中でどう訴えていくのか。沖縄を

走る場合もひょっとしたら1日で走れと言われる可能性がありますね。しっかり資料集めをして検討してください。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序等について協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第3号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案の条例議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第16号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第17号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について及び乙第18号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決

議案 3 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案から乙第18号議案までの議決議案 3 件は可決されました。

次に、甲第 4 号議案平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第 4 号議案の予算議案は原案のとおり可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、請願等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について及び調査日程についてを議題といたします。

まず、本委員会へ調査依頼のあった認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第9号、認定第10号、認定第11号、認定第12号、認定第14号及び認定第15号を議題といたします。

ただいま議題となりました決算10件については、閉会中に調査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査日程について協議した結果、別添調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算議案の審査等に関する基本的事項の主な点について説明があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別

委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情29件と、お手元に配付してあります決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に関する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

次回は、10月18日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功